

## 近畿地域エネルギー・温暖化対策推進会議設置要領

制定 平成 17 年 3 月 31 日  
平成 17・03・25 近畿第 21 号  
最終改正 令和 2 年 9 月 1 日  
20200824 近畿第 56 号

### 1. 目的及び設置

地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換・共有や、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめ地域の地球温暖化対策に関する自主的な取組を促進するため、近畿地域エネルギー・温暖化対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### 2. 活動内容

推進会議においては、以下の活動を行う。

- (1) 関係者間の情報交換・共有・課題の洗い出し
- (2) 客観的な実態把握（基礎となるデータの提供）
- (3) 地域の地球温暖化対策に係る計画・プロジェクト等の策定・実現化支援

### 3. 組織

推進会議の構成員は、国の地方支分部局、域内の地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、NGO などで構成される。

- (1) 構成員については、別表に掲げる者とする。
- (2) 推進会議には、必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。

### 4. 議長

推進会議に、議長を置く。

- (1) 議長は、構成員の互選により定める。
- (2) 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

### 5. 会議の開催等

推進会議は年 1 回程度開催することとし、必要に応じ会議のもとに幹事会、分科会、ワーキンググループを設けることができる。

### 6. 事務局

推進会議の事務局は、近畿経済産業局、近畿地方環境事務所とし、会議の運営について、近畿農政局、近畿運輸局、中部運輸局、近畿地方整備局、北陸地方整備局、近畿中国森林管理局が協力する。

## 近畿地域エネルギー・温暖化対策推進会議構成員名簿

公益財団法人地球環境戦略研究機関 関西研究センター所長 鈴木 胖  
関西大学社会安全学部 社会安全研究センター客員研究員 榎村 久子  
公益社団法人関西経済連合会 理事  
大阪商工会議所 産業部部長  
関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室 環境マネジメントグループ チーフマネージャー  
大阪ガス株式会社 企画部 ESG 推進室  
株式会社神戸製鋼所 鉄鋼アルミ事業部門 安全品質環境部長  
パナソニック株式会社 品質・環境本部長  
住友電気工業株式会社 生産技術本部 安全環境部 省エネルギー推進室長  
一般社団法人近畿トラック協会（一般社団法人大阪府トラック協会 副会長）  
公益財団法人関西消費者協会 啓発グループ 総括  
特定非営利活動法人環境市民 副代表理事  
一般社団法人建設コンサルタント協会近畿支部 参与  
公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研究所副所長  
一般財団法人大阪科学技術センター 専務理事  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 関西支部長  
一般財団法人省エネルギーセンター近畿支部 事務局長  
国土交通省近畿地方整備局 企画部長  
国土交通省北陸地方整備局 企画部長  
農林水産省近畿農政局 生産部長  
国土交通省近畿運輸局 交通政策部長  
国土交通省中部運輸局 交通政策部長  
農林水産省近畿中国森林管理局 計画保全部長  
経済産業省近畿経済産業局 資源エネルギー環境部長  
環境省近畿地方環境事務所長  
気象庁大阪管区气象台 気象防災部長  
福井県 安全環境部長  
滋賀県 琵琶湖環境部長  
京都府 府民環境部長  
大阪府 環境農林水産部 環境政策監  
兵庫県 農政環境部 環境管理局長  
奈良県 水資源・森林・景観環境部長  
和歌山県 環境生活部長  
京都市 地球環境・エネルギー担当局長  
大阪市 環境局 環境施策部長  
堺市 環境局長  
神戸市 環境局 環境保全部長  
滋賀県地球温暖化防止活動推進センター長（公益財団法人淡海環境保全財団）  
京都府地球温暖化防止活動推進センター長（特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議）  
兵庫県地球温暖化防止活動推進センター長（公益財団法人ひょうご環境創造協会）  
大阪府地球温暖化防止活動推進センター長（一般財団法人大阪府みどり公社）  
奈良県地球温暖化防止活動推進センター長（特定非営利活動法人奈良ストップ温暖化の会）  
和歌山県地球温暖化防止活動推進センター長（特定非営利活動法人わかやま環境ネットワーク）